平成２１年（フ）第２２７号
宮崎県日向市亀崎東２丁目83番地
債務者　黒木　邦英
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１７１号
富山県滑川市金屋1641番地
債務者　三井美恵子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４号
青森市東大野１丁目18番地８
債務者　西村　浄一
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
奈良県生駒郡斑鳩町興留１丁目２番７号、申立時の住所奈良県大和郡山市野垣内町２番地の２　７―408
債務者　山本　　匡
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３４０号
奈良県天理市西長柄町329番地２
債務者　黒淵　　明
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４５０号
奈良県大和郡山市新木町441番地６
債務者　田口　　貴
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４５１号
奈良県大和郡山市新木町441番地６
債務者　田口　圭子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４７２号
奈良市西大寺宝ヶ丘８番15―103号
債務者　辻　　伸之
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１６８号
松江市宍道町宍道873番地１
債務者　渡部　　葵
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３号
長崎県松浦市調川町平尾免207番地10　前浜団地Ｈ棟４号、従前の住所長崎県松浦市星鹿町岳崎免1312番地
債務者　大川美智子（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良597番地１　東マンションＣ―302
債務者　謝敷みち子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１５６号
沖縄県沖縄市安慶田２丁目24番５号　メゾントワ404号室
債務者　島袋　桃代
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第３６１号
熊本県菊池郡大津町大字室364―４　エミグランドＣ―201、住民票上の住所熊本県菊池郡大津町大字陣内54番地
債務者　岩根　恭子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６３７号
熊本市大窪５丁目６番23―201号
債務者　後藤　浩利
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６６５号
熊本県下益城郡城南町大字阿高768番地12
債務者　駒木代志恵
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６７５号
熊本市九品寺２丁目２番43号　ライズ九品寺Ⅱ304号、住民票上の住所熊本市南千反畑町６番４号
債務者　谷口　清子（旧姓假屋）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６９３号
熊本市楠７丁目１番１　楠第二団地102号
債務者　村上　　薫
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部